

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	鎌ケ谷市
4. 届出番号	12
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kamagaya.chiba.jp/sesakumidashi/sesaku-jyohou/tokuteikojin/dokujiriyoujimu-ic.html

執行機関名 鎌ケ谷市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	鎌ケ谷市子ども医療費助成条例(平成14年鎌ケ谷市条例第24号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鎌ケ谷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項別表第1第12項 鎌ケ谷市子ども医療費助成条例(平成14年鎌ケ谷市条例第24号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	鎌ケ谷市子ども医療費助成条例(平成14年12月25日条例第24号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるように努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくの <u>生活を保障</u> され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1条この条例は、保護者が負担する <u>子どもの医療</u> に要する費用について、当該費用の全部又は一部を <u>助成</u> することにより、 <u>子どもの</u> 保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの保健の向上及び <u>子育て支援</u> 体制の充実に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		鎌ケ谷市子ども医療費助成条例(平成14年12月25日条例第24号)